

自治体運営

第1 市民によるまちづくりの推進

第2 健全な行財政運営の推進



1 自治体運営の位置付け

政策を進めるに当たっての土台となる自治体運営に関する方針について、「市民によるまちづくりの推進」、「健全な行財政運営の推進」の2つの視点から8つの運営方針に整理し、その内容を示しています。具体的には、現状と課題、目標、主な取組の内容と事業名、取組の成果等を示す指標を掲載しています。

2 自治体運営の見方

第1 市民によるまちづくりの推進

1 11月 11日 11月 11日

2 運営方針 **01** 地域活動の促進

3 現状と課題

町内会活動は、地域活動を推進する上で重要な役割を果たしてきましたが、社会情勢の変化やライフスタイルの多様化などにより、町内会に加入しない世帯が増加傾向にあるとともに、町内会役員の高齢化や担い手不足が顕在化しており、持続可能な町内会活動を危ぶむ声があります。さらに、近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、制限された町内会活動を活性化させるために、特に若い世代に向けた町内会への加入促進や活動参加への啓発活動を推進し、地域住民の町内会活動に対する意識を高めていくことなどの取組が必要となっています。

また、総合社会館やコミュニティセンターなどの施設は、町内会活動や地域住民のふれあいと交流の拠点となる重要な役割を果たしています。しかしながら、建物の多くは老朽化が著しいことから、今後も継続的な活動を行うため、予防保全的な改修や修繕について検討しなければなりません。地域活動の拠点を維持し、活動の活性化を図っていくために、施設整備の支援を行うことが必要となっています。

4 基本目標

町内会活動に対する意識を高めるために、町内会活動の活性化を図り、快適で安全・安心な住み良い地域社会を構築します。

地域活動の活性化に向け、町内会をまちづくりのパートナーと位置づけ、活動拠点となる施設整備の充実を図り、地域の特徴をいかした活動やふれあいと交流があふれるまちを築きます。

5 関連する個別計画

・苫小牧市コミュニティ施設個別施設計画

6 主な取組

1 地域住民組織の活性化と地域活動の支援 【市民生活部】

(1) 新しい活動スタイルなど、先進的な活動を行っている町内会や地域の特徴をいかした活動内容について情報提供を行うほか、町内会活動の活性化や持続可能な運営を図るための地域活動に対する支援を行います。

2 市民交流拠点の整備 【市民生活部】

(1) 地域活動の拠点となる総合社会館等の建設や改修、修繕に対して支援するとともに、市民のふれあいや交流の場となるコミュニティセンターなどの維持管理を行います。

苫小牧市総合計画
第7次基本計画

7 主な事業


【市民生活部】

- ・住民組織活動助成交付金
- ・町内会活動保険助成金
- ・街路灯電気料金補助金
- ・総合社会館等補助金
- ・コミュニティセンター施設等整備

8 評価指標

目標指標(項目)	基準年度	R9年度目標
「自分が住んでいる地域の行事や活動が盛んなこと」への市民満足度 ^(%)	73.2	80.0
町内会構成数(町内会)	82	82

01



1 SDGsアイコン

SDGsとのつながりをわかりやすくするため、各ページの内容に関連するアイコンを表示しています。

2 運営方針

自治体運営を進めるに当たっての方針を示しています。

3 現況と課題

自治体運営の各項目に関する現況と課題を示しています。また、現況や課題を踏まえた必要性についても記載しています。

4 基本目標

運営方針を進めることによって実現を目指す状態を記載しています。

5 関連する個別計画

②で示した運営方針を進める上で関連してくる個別計画がある場合に、計画名称を記載しています。

6 主な取組

②で示した運営方針を具体化する個別の取組の体系とその概要を記載しています。また、個別の取組を所管する部署名についても記載しています。

7 主な事業

⑥で示した個別の取組を推進する上で必要と考えられる主な事業の名称と所管する部署名について記載しています。財政支出を伴う事業の実施等については、市民の要望や緊急度、財政状況等を考慮しながら、実施計画の中で明らかにします。

8 評価指標

計画期間内における各取組の成果を分かりやすく示すため、

- ・取組を実施した成果等について、市民の実感を問う指標
- ・取組を実施した成果等について、客観的数値として把握できる指標
- ・取組の中で重要かつ象徴的な事業の実績を示す指標

などを設定しています。

なお、表内の基準時期は令和3年度(2021年度)、目標時期は令和9年度(2027年度)を原則としていますが、例外としてそれ以外の年度を基準・目標とする場合は(RO)と和暦で表記しています。(例外については、新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度の数値が基準としてふさわしくない場合や、目標値は⑤で示す個別計画の数値を用いる場合などがあります。)

記載する部署名については、基本計画策定時点のものであり、今後、組織機構の見直しに伴い、所管する部署の変更や名称の変更が生じる場合があります。

第 1 市民によるまちづくりの推進

運営方針01	地域活動の促進	38
運営方針02	市民自治の推進	40
運営方針03	男女平等参画の推進	42
運営方針04	平和の推進	44

01 地域活動の促進

現況と課題

町内会活動は、地域活動を推進する上で重要な役割を果たしてきましたが、社会情勢の変化やライフスタイルの多様化などにより、町内会に加入しない世帯が増加傾向にあるとともに、町内会役員の高齢化や担い手不足が顕在化しており、持続可能な町内会活動を危ぶむ声があります。さらに、近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、制限された町内会活動を活性化させるために、特に若い世代に向けた町内会への加入促進や活動参加への啓発活動を推進し、地域住民の町内会活動に対する意識を高めていくことなどの取組が必要となっています。

また、総合福祉会館やコミュニティセンターなどの施設は、町内会活動や地域住民のふれあいと交流の拠点となる重要な役割を果たしています。しかしながら、建物の多くは老朽化が著しいことから、今後も継続的な活動を行うため、予防保全的な改修や修繕について検討しなければなりません。地域活動の拠点を維持し、活動の活性化を図っていくために、施設整備の支援を行うことが必要となっています。

基本目標

町内会活動に対する意識を高めるために、町内会活動の活性化を図り、快適で安全・安心な住み良い地域社会を構築します。

地域活動の活性化に向け、町内会をまちづくりのパートナーと位置づけ、活動拠点となる施設整備の充実を図り、地域の特徴をいかした活動やふれあいと交流があふれるまちを築きます。

関連する個別計画

- ・ 苫小牧市コミュニティ施設個別施設計画

主な取組

1 地域住民組織の活性化と地域活動の支援 【市民生活部】

- (1) 新しい活動スタイルなど、先進的な活動を行っている町内会や地域の特徴をいかした活動内容について情報提供を行うほか、町内会活動の活性化や持続可能な運営を図るための地域活動に対する支援を行います。

2 市民交流拠点の整備 【市民生活部】

- (1) 地域活動の拠点となる総合福祉会館等の建設や改修、修繕に対して支援するとともに、市民のふれあいや交流の場となるコミュニティセンターなどの維持管理を行います。

主な事業

【市民生活部】

- ・住民組織活動助成交付金
- ・町内会活動保険助成金
- ・街路灯電気料金補助金
- ・総合福祉会館等補助金
- ・コミュニティセンター施設等整備

評価指標

目 標 指 標 (項目)	基 準 年 度	R9年度目標
「自分が住んでいる地域の行事や活動が盛んなこと」への市民満足度* (%)	73.2	80.0
町内会構成数(町内会)	82	82



運営方針 02 市民自治の推進

現況と課題

本市では、平成19年(2007年)に施行した「苫小牧市自治基本条例」に掲げたまちづくりの理念に基づき、市民が自ら考え、行動し、決定するという市民自治の考え方を基本としたまちづくりを目指しています。

平成27年(2015年)の国連サミットで採択されたSDGsの中では、持続可能な社会を実現するため、市民、企業、団体等、多様な主体と行政が連携・協力することが求められており、協働によるまちづくりを進めることが必要です。

さらに、まちづくりへの市民の意思の反映は、選挙で選ばれた議会や市長を通じて行われるため、市政に興味・関心を持ってもらう取組や、選挙に対する理解を深める啓発活動を続けていくことが重要です。

また、市民がまちづくりに参画するには、ゼロカーボンシティ[※]への挑戦やSDGsの実現に向けた市の取組などを市民へスピーディーかつ正確に発信する必要があります。昨今のインターネット及びスマートフォンの普及に伴い、行政による情報発信は、ホームページやLINEを始めとしたICT[※]の活用がより一層求められており、引き続きSNSなどの利活用を進めるとともに、新たな情報発信サービスやツールの活用を検討する必要があります。

基本目標

自主自立の自治運営体制を築くとともに、市民の福祉の向上を図るため、市政情報を迅速かつ正確に発信し、情報共有、市民参加、協働を原則とした市民自治によるまちづくりを推進します。

主な取組

1 市民参加・協働の促進 【総合政策部、選挙管理委員会】

- (1) 市民がまちづくりに参加する意識を高めるため、市民自治について学ぶ機会の充実を図ります。
- (2) 市民からの意見募集(パブリックコメント)や審議会、説明会などの適切な手法により市民から意見を求め、市民が参加できるまちづくりを推進します。
- (3) 企業や市民活動団体など多様な主体とともに連携し、それぞれの役割と責任に応じて協力する協働のまちづくりを進めます。
- (4) 市政や選挙への関心を高めるため、主に若年層を対象とした啓発事業を実施します。

2 広聴の充実 【総合政策部】

- (1) 市民と一体となった市政運営を行うため、まちづくりについての「市民の声」を様々な方策により広く聴く機会の充実に努めます。

3 広報の充実 【総合政策部】

- (1) 市民生活やまちづくりに関する情報を、わかりやすく、かつ、的確に伝えるため、広報紙などを利用した紙媒体による発信と合わせて、ホームページを始め、LINEなどのSNSや動画の活用などにより、時代に応じた情報媒体への対応を図り、広報機能の向上に努めます。

主な事業

【総合政策部】

- ・市民自治推進事業
- ・まちかどミーティング
- ・苫小牧市広報紙作成等業務委託事業
- ・インターネット情報発信事業
- ・広報紙の作成及び周知
- ・地上デジタル放送広報事業
- ・ICTを活用した情報発信(LINE、Facebook、YouTube)

【選挙管理委員会】

- ・選挙の出前講座

評価指標

目 標 指 標 (項目)	基 準 年 度	R9年度目標
「まちづくりに市民の声が十分反映されること」への市民満足度* (%)	54.3	60.0
「市役所からの情報がよくわかること」への市民満足度 (%)	69.5	75.0
選挙についての啓発事業の参加者延人数(人)	—	1,500





運営方針 03 男女平等参画の推進

現況と課題

誰もが豊かで安心して生活できる社会を構築するためには、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、能力を十分にいかすことのできる男女平等参画社会の実現が不可欠です。

SDGsでは、世界共通の達成すべき目標の1つとして「ジェンダー平等^{*}を実現しよう」と掲げており、また、日本では、男女平等参画社会基本法においても、社会のあらゆる分野で、男女平等参画に関する施策を推進することが重要であるとしています。本市においても、平成19年(2007年)に「苫小牧市男女平等参画推進条例」を施行し、市民意識の一層の高揚と気運を醸成するため、平成25年(2013年)には、北海道で初めてとなる「男女平等参画都市」を宣言しました。また、平成29年(2017年)には、日本女性会議2017とまこまいを開催し、苫小牧市男女平等参画基本計画に基づいた施策により、男女平等参画の推進に取り組んでいます。一方、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数^{*}において、我が国は、146か国中116位(2022年)であり、経済及び政治の分野が諸外国に比べて立ち遅れています。

本市の男女平等参画意識の醸成は、結果としてジェンダーギャップ指数の改善に寄与するものとの認識を持ち、「女性の経済的自立」、「女性の登用目標達成」等について、更なる取組を進める必要があります。

法に規定されている地方公共団体の責務を果たすため、今後においても、家庭・学校・職場・地域社会などのあらゆる場面において、誰もが平等に社会参画できるように市民、事業者、北海道、国などと連携・協力し、男女平等参画社会の実現への歩みを着実に進めることが必要です。

基本目標

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるジェンダー平等を目指し、さらに、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会の実現を目指します。

関連する個別計画

- ・ 苫小牧市男女平等参画基本計画

主な取組

1 男女平等参画社会の実現に向けた気運の醸成 【総合政策部】

- (1) 男女平等参画宣言都市として、市民、事業者、団体等と連携・協働し、男女平等参画社会の実現を目指します。

2 多様な性に対する理解の促進 【総合政策部】

- (1) 多様な性についての偏見や差別をなくしていくために、パートナーシップ制度^{*}の導入や啓発活動を行い、性の多様性について理解の促進に努めます。

3 配偶者等からの暴力の根絶 【総合政策部】

- (1) 人権を侵害する配偶者等からの暴力について、防止に向けた広報・啓発活動と、被害者の適切な支援に努めます。

4 性別による固定的な役割分担意識の改革 【総合政策部】

- (1) 性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を発揮できるよう、啓発活動を行い、固定的な役割分担意識の改革に努めます。

5 女性の社会参画の促進 【総合政策部、総務部、産業経済部】

- (1) 多様な意見を市政に生かすため、審議会や委員会などへの女性の参画を促進します。
 (2) 社会の多様性と男女間の実質的な機会の均等を担保する観点から、政策や方針決定など様々な場面に女性が参画できるよう、個性と能力を発揮するための機会の創出に努めます。

6 男女平等参画の環境の整備 【総合政策部、教育委員会】

- (1) 性別の固定的役割分担意識に捉われず、誰もが個性と能力を発揮でき、多様性が尊重される社会環境の整備に努めます。
 (2) 学校において、男女平等参画の視点に立った教育を行う環境を整備します。

主な事業

【総合政策部】

- ・ 男女平等参画推進セミナーの実施
- ・ 男女平等参画推進センターにおける講座等の実施
- ・ 市長とジェンダーミーティング(苫小牧市男女平等参画を推進する市民会議)の実施
- ・ 配偶者からの暴力被害者緊急一時保護施設(民間シェルター)運営費補助
- ・ 女性人材バンクの活用
- ・ DV被害者等アフターサポート業務及び自立支援サポート業務の実施
- ・ デートDV防止出前授業
- ・ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談の実施
- ・ 男女平等参画都市宣言記念事業

【産業経済部】

- ・ 苫小牧市なでしこ就職応援事業
- ・ 苫小牧市職場改善コンサルティング事業

【教育委員会】

- ・ 男女平等、相互理解、性教育等の推進
- ・ 各学校における取組の充実

評価指標

目 標 指 標 (項目)	基 準 年 度	R9年度目標
苫小牧市男女平等参画都市宣言を見聞きしたことがある市民の割合 (%) (男女平等参画に関する市民意識調査より)	54.2	70.0
「女性の社会参加が十分にできること」への市民満足度* (%)	47.7	70.0
社会全体で男女の地位などに差はないと感じている人 (%) (男女平等参画に関する市民意識調査より)	12.4	25.0
審議会等委員の女性比率 (%)	29.4	40.0



運営方針 04 平和の推進

現況と課題

本市では市民運動をきっかけとして、平成14年(2002年)に「苫小牧市非核平和都市条例」を制定しており、以後、この条例の理念に基づき、官民を問わず、恒久平和の実現に向けた取組が進められています。

唯一の被爆国である我が国において非核宣言をしている自治体は1,664団体(令和4年12月現在)あり、そのうち本市を含む350団体(令和4年12月現在)が日本非核宣言自治体協議会に加入しています。また、広島・長崎の両市の呼びかけにより発足した平和首長会議には、166か国、8,234の都市(令和5年1月現在)が加盟し、共に世界の恒久平和の実現に向けた活動が行われています。

令和3年(2021年)1月には、核兵器の開発から使用までの一切の行為を禁止した「核兵器禁止条約」が発効し、核廃絶への機運が高まりつつあります。その一方で、令和4年(2022年)2月、ロシアがウクライナに侵攻し核の使用を示唆するなど、世界では今なお、多くの人々が生命の危機や核の脅威にさらされています。

私たちの生活は平和の上に成り立っていることを改めて胸に刻み、世界の恒久平和の実現に向けて歩みを進めていかなければなりません。

基本目標

市民が安全で健やかに心ゆたかに生活できるよう、「苫小牧市非核平和都市条例」の理念の下、非核三原則(核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず)の趣旨を尊重し、世界の恒久平和の実現を目指します。

主な取組

1 苫小牧市非核平和都市条例の推進 【総合政策部】

- (1) 恒久平和の意義及び非核三原則の趣旨を広く市民に普及するよう取り組みます。
- (2) 他の都市との平和に関する交流など、平和の推進に資する事業を実施します。
- (3) 非核三原則の趣旨が損なわれるおそれがある場合は、関係機関と協議するとともに、必要と認めるときは、適切な措置を講じるよう要請します。
- (4) 核兵器の実験等が行われた場合は、関係機関に対し、反対の意見を表明します。



主な事業

【総合政策部】

- ・中学生広島派遣事業
- ・原爆パネル展、平和の祈り鶴
- ・核実験に対する抗議文送付
- ・艦船寄港に係る核兵器搭載の有無の照会
- ・平和の鐘設置事業

【福祉部】

- ・平和祈念式典

評価指標

目標指標（項目）	基準年度	R9年度目標
平和祈念式典来場者数（人）	135	280
中学生広島派遣事業参加者延人数（人）	135	160

苫小牧市非核平和都市条例

わたしたち苫小牧市民は、安全で健やかに心ゆたかに生きられるように、平和を愛するすべての国の人々と共に、日本国憲法の基本理念である恒久平和の実現に努めるとともに、国是である非核三原則の趣旨を踏まえ核兵器のない平和の実現に努力していくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の平和行政に関する基本的事項を定め、市民が安全で健やかに心ゆたかに生活できる環境を確保し、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

（恒久平和の意義等の普及）

第2条 市は、日本国憲法に規定する恒久平和の意義及び国是である非核三原則の趣旨について、広く市民に普及するように努めるものとする。

（平和に関する交流の推進）

第3条 市は、他の都市との平和に関する交流を推進するように努めるものとする。

（その他平和に関する事業の推進）

第4条 市は、前2条に定めるもののほか、平和の推進に資すると認める事業を行うように努めるものとする。

（平和の維持に係る協議等）

第5条 市長は、本市において、国是である非核三原則の趣旨が損なわれるおそれがあると認める事由が生じた場合は、関係機関に対し協議を求めるとともに、必要と認めるときは、適切な措置を講じるよう要請するものとする。

（核兵器の実験等に対する反対の表明）

第6条 市長は、核兵器の実験等が行われた場合は、関係機関に対し、当該実験等に対する反対の旨の意見を表明するものとする。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成14年4月1日公布）

